

令和 7 年 第 8 回美里町農業委員会総会会議録

1. 開 催 期 日 令和 7 年 8 月 2 5 日
2. 開 催 場 所 美里町役場 2 0 1 会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1 時 3 0 分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 2 時 2 3 分 会長代理
5. 議 長 会長 松本 清貴
6. 委 員 出 席 状 況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏 名	出欠席
1	清水 芳明	出席	東児玉 1	荒木 義雄	出席
2	根岸 利成	〃	〃 2	斉藤 茂	〃
3	茂木 清一	〃	〃 3	杉田 敏夫	〃
4	阿武 富士子	〃	〃 4	根本 三好	〃
5	中嶋 敬子	〃	松久 1	池田 進	〃
6	金井 美知子	欠席	〃 2	岡田 克実	〃
7	長谷川 精一	出席	〃 3	佐藤 栄一	〃
8	中澤 啓二	〃	〃 4	中島 市郎	〃
9	松本 清貴	〃	大沢 1	櫻沢 幸代	〃
1 0	長滝 岳	欠席	〃 2	富沢 光男	〃
1 1	深田 和也	出席	〃 3	持田 克己	〃

農業委員会委員 出席： 9 名 欠席： 2 名 計： 1 1 名
 農地利用最適化推進委員 出席： 1 1 名 欠席： 0 名 計： 1 1 名

7. 会 議 参 与 者 なし
8. 事務局職員出席者 堀内 匠 上山 洋 牛込 俊 藤巻 蓮
9. 会 議 進 行 状 況

会 長	皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員 9 人、農地利用最適化推進委員 1 1 人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第 8 回会議を開きます。 会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により、議事録署名人に 1 番委員並びに 2 番委員を指名いたします。 会議規則第 4 条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。
議 長	第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請案件について議題といたし

	ます。3条の番号1について事務局より説明をお願いします。
事務局	3ページの番号1をご覧ください。受人 ○○町大字○○△△△番地 □□ □□ 渡人 ○○町○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○ ○△△△番 地目 田 面積2,966㎡ 大字○○字○○△△△番 地目 田 面積1,000㎡ 大字○○字○○△△△番 地目 田 面積331㎡ 計3筆 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地16,407㎡、借受地1,758㎡、貸付地0㎡ 取得状況 平成28 年9月8日 相続 不耕作 無 家族数3・従農数2 経態 専業 所有機械 トラクター2台 耕 耘機4台 田植機1台 トラック2台 草刈機1台 位置は農用地区域で、自 宅から1.5kmです。 4ページをご覧ください。こちらは、○○地内の申請地の場所になります。左 上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。 申請地の現在の状況は、稲作が行われています。 受人は現在68歳、米麦や施設野菜などを耕作しています。 申請地取得後は、露地野菜を生産していきたいとのことです。 申請理由ですが、渡人は受人の親族であり、農地を相続したが耕作できないた め受人に農地を譲り渡したいとのことです。以上、番号1の案件になります。ご 審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	まず、農地法第3条の規定による番号1を審議いたします。7番委員から補 足説明があればお願いします。
7番委員	現在稲作がされています。綺麗にしてあるので皆様よろしくお願いします。
議 長	次に、推進委員東兎玉3番より意見がありましたらお願いします。
推進委員 東兎玉3番	所有者が管理できないので受人にお願いしたいとのことです。綺麗に管理し てあるので問題ないと思います。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。

	質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第3条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手)
議 長	賛成全員につき、許可相当と決定します。 続きまして、3条の番号2について事務局より説明をお願いします。
事務局	5ページの番号2をご覧ください。受人 ○○町○○△△△番地 □□ □□ 渡人 ○○町○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△ △番 地目 畑 80㎡ 権利内容 所有権 理由 新規取得 自作地 0㎡ 借受地 0㎡ 貸付地 0㎡ 取得状況 平成5年3月11日 相続 不耕作 無 家族数 1 従農数 1 経態 専業 所有機械 軽トラック1台 位置 農 用地区域 自宅と申請地は0kmです。 6ページをご覧ください。こちらは○○地内の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。 申請地の現在の状況は、保全管理されている状況です。受人は現在77歳、現在自宅の敷地内で家庭菜園を行っているとのこと。 申請地取得後は、露地野菜を自家消費用として生産していきたいとのこと。 申請理由ですが、渡人が農業を行わないので、受人に農地を譲り渡したいとのこと。以上、番号2の案件になります。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	続いて番号2を審議いたします。4番委員から補足説明があればお願いします。
4番委員	受人は体が不自由で耕作できるのか疑問です。
議 長	次に、推進委員大沢1番より意見がありましたらお願いします。
推進委員	今年は体調が悪く耕作できるかわからないと言っていました。

大沢 1 番	
事務局	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。推進委員東兎玉 1 番。
推進委員 東兎玉 1 番	公図を見ると 2 7 2 - 1 は道路から切れ込みが入っているが何かわかりますか。
事務局	県道を拡幅したときの余剰地が残っていると思われます。
推進委員 松久 1 番	現地は傾斜がきつく野菜を作るよりブルーベリー等を植えた方が良い感じがありました。
議 長	渡人は病気で農業はできない。受人は数年前に妻を亡くしている。町内に息子夫妻がいて週に何度か庭の管理に来ているので大丈夫だと思います。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第 3 条の番号 2 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	賛成全員につき、許可相当と決定します。 続きまして、3 条の番号 3 について事務局より説明をお願いします。
事務局	7 ページの番号 3 をご覧ください。受人 ○○市○○△△△番地 □□ □ □ 渡人 ○○町大字○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字 ○○△△△番 地目 田 面積 2, 9 9 7 m² 権利内容 所有権 理由 規模拡大

	自作地 28,568㎡ 借受地 102,618㎡ 貸付地 0㎡ 取得状況 令和5年10月29日 相続 不耕作 無 家族数 4 従農数 5 経歴 専業 所有機械 トラクター4台 耕運機2台 田植機2台 トラック2台 防除機2台 コンバイン2台 位置は農用地区域で、自宅から3.3kmです。 8ページをご覧ください。こちらは、〇〇地区の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。 申請地の現在の状況は、営農されている状況です。受人の耕作地をすべて確認しましたが、違反・耕作放棄地はありませんでした。〇〇市でも耕作しているとのことですので、〇〇市農業委員会に耕作状況の確認をしたところ、問題なしと回答がありました。 受人は現在58歳、〇〇市と〇〇町を中心に、米・麦・露地野菜の耕作を行い、家族4人及び雇い人1人の計5人で農業に従事しているとのこと。 申請理由ですが、渡人が農業を行わないので、受人に農地を譲り渡したいと相談があったとのこと。以上、番号3の案件になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて番号3を審議いたします。3番委員から補足説明があればお願いします。
3番委員	現在水稻が植えられており適正に管理されています。 次に、推進委員松久2番より意見がありましたらお願いします。
推進委員 松久2番	現在適切に管理されています。
議長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第3条の番号3について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手)

議 長	賛成全員につき、許可相当と決定します。 続きまして、3条の番号4について事務局より説明をお願いします。
事務局	9ページの番号4をご覧ください。受人 ○○町大字○○△△△番地 □□□□渡人 ○○町○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字△△△番 地目 畑 面積1,566㎡ 大字○○字△△△番 地目 畑 面積1,624㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地5,556㎡ 借受地0㎡ 貸付地0㎡ 取得状況 令和5年10月29日 相続 不耕作 無 家族数 4 従農数 4 経態 専業 所有機械 トラクター1台 田植機1台 耕運機2台 軽トラック2台 位置は△△△番地は農用地区域外、△△△番地は農用地区域で、自宅から2kmです。
議 長	10ページをご覧ください。こちらは、○○地内の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。 申請地の現在の状況は、保全管理されている状況です。 受人は現在65歳。米、露地野菜などを耕作しています。申請地取得後は、露地野菜の生産を拡大していきたいとのことです。 申請理由ですが、渡人が農業を行わないので、受人に農地を譲り渡したいとのことです。以上、番号4の案件になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議 長	続いて番号4を審議いたします。推進委員松久4番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 松久4番	受人渡人は本家新宅の関係。渡人が農業できないため受人に農業をやっていたきたいとのことです。現在ブルーベリーが植えられているが、草が結構はえています。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。 意見がないようですので次に移ります。なお、金井委員より特に問題ないと報告を受けています。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第3条の番号4について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。

	(農業委員全員挙手)
議 長	賛成全員につき、許可相当と決定します。 農地法第3条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第3条の番号1から番号4までの案件につきましては許可と議決されました。
議 長	続きまして、第2号議案の農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	12ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画について審議していただきます。農用地利用集積等促進計画とは、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が農地を借り受けたり、貸し付けたりする際に、町が精査して、当該計画（案）を作成し、農業委員会に意見を求めるものです。そのため、本議案では、促進計画（案）のとおり、農地中間管理機構から記載されている耕作者へ配分してよいか、意見照会をいたします。 農地の貸し借りは、農地所有者と耕作者の利用権設定（相対）で契約を結ぶ貸借方法と、農地所有者と耕作者の間に、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が入り、貸借の契約を結ぶ方法がありましたが、農業経営基盤強化促進法が改正され、今月から原則、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）を入れる賃借契約方法のみと、制度が変わりました。 13ページをご覧ください。このページから22ページまでが、農用地利用集積等促進計画の（案）となります。この促進計画案の見方について、左から説明していきます。まずは、農地の所有者が記載されております。その右隣に、貸借対象の農地の地番・地目・面積などの情報が記載されております。 次の右隣には、現在、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）から賃借権の設定を受けている耕作者の氏名・住所が記載されております。なお、かっこ書きで、「空欄は自作地」と記載されておりますが、契約期間途中で耕作者が変更となる農地のみ記載しており、新規申請または更新申請の農地の欄は、空欄となっております。訂正いたします。 さらに右隣に、これから農地中間管理機構から賃借権の設定を受ける耕作者の情報が記載されております。その次の右隣に、設定する条件（期間や借賃（か

	りちん)など) が記載されております。 今回の農用地利用集積等促進計画は、令和 7 年 1 1 月 1 日より利用開始予定で、合計 1 6 3 筆の農地で申請がありました。そのうち、2 6 筆は期間借地設定で、二重申請となっております。 筆数が多く申し訳ございませんが、ご確認のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	確認ですが、現在の耕作者又は管理者の欄に氏名が入っていないところは更新ということですか。
事務局	更新又は新規になります。耕作者が変更になった方のみ氏名が記載されています。
議 長	それでは、推進委員の方で意見がありましたらお願いいたします。 質問がないようですから、次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。
副議長	畑が多いが制度が変わったことによるものなのか。
事務局	今までは賃借権で貸し借りをしていたところが中間管理を通しての契約となりました。
推進委員 松久 3 番	賃貸借の料金は田 4, 000 円、畑 3, 000 円というのが一つの目安だったと思いますが、この表では 0 円で借りているところもあるがどういうことなのでしょう。
事務局	以前の利用権から現在の中間管理を通しての貸し借りとなり、町としては推奨金額を一反あたり田 4, 000 円、畑 3, 000 円としていますが、賃貸料や期間を所有者と耕作者で自由に取り決めることができるようになりました。
推進委員	68 番は一反あたり 10 万円となっていますが、ハウスを借り受けるため高額に

松久 3 番	なっているのでしょうか。
事務局	そうです。
議 長	外に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。質問がないようですので、採決したいと思います。農地利用集積等促進計画（案）について「意見無し」とすることで良いと思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 （農業委員全員挙手）
議 長	賛成全員につき、「意見無し」と決定します。 議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。閉会を会長代理、お願いいたします。
副議長	以上をもちまして、第 8 回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年8月25日

議長

松本清貴

署名委員

清水茅明

署名委員

根岸利成